

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し		
根拠法令及び条項	蓮田市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等） 第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に犯罪被害者等見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。 （1） 第6条第1項各号に該当することが判明したとき（同条第2項の規定により社会通念上適切であると市長が認める場合を除く。）。 （2） 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。 2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したときは、様式第6号の蓮田市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書により通知するものとする。		
処分基準設定年月日	令和6年2月15日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総合政策部 危機管理課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。